

## 4月から、毎月の基本給が下がります。 —就業規則案の問題点—

2015年4月1日施行予定の新しい就業規則(案)が、2月18日に提示されました。当局によると、今回の主な改訂点は、①学校教育法の改正に伴う教員懲戒手続き規定改正、②年俸制の弾力的運用のための規定改正、および有期雇用教職員の俸給表統一、③俸給月額の変改、単身赴任など手当見直し、などです。

当局の示した、主な改訂点の文書は実によく工夫が凝らされています。①は、上位法制の変更に伴う技術的な改正に過ぎないとも言えるし、また②は変更対象が限定されており、かつ有期雇用教職員に対して技術的な改訂です。ほとんどの読み手は、直接待遇に関する変更はないと安心して、就業規則(案)を読み飛ばしてしまいかねません。

しかし、ここには大きな落とし穴があるのです！

\*\*\*\*\*

それは私たちの生活に直結する「**俸給月額の変改**」＝**基本給の賃下げ**です。平均で2%賃下げ、特に50歳代後半は最大で4%賃下げされます。たとえば一般職(一)3級35号俸39歳の場合、月額287,900円から、282,200円へ、5,700円賃下げされます。年齢があがる程に、賃下げされる金額も大きくなります。大企業の好景気はどこ吹く風。私たちの懐は冷たい北風が吹きこむばかりです。

当局は現給保障を行うから、不利益変更にあたらぬとしています。しかし、その財源は、今年1月からの昇給抑制分の流用ですから、朝三暮四のそしりは免れません。そもそもこの給与削減は、国家公務員の見直しに準拠したもので、法人である東京大学にそのまま適用するべき筋のものとは言えません。

日々の生活に直結するこの不利益変更にもかかわらず、当局は十分な説明を行っていません。教職員の十分な理解が得られないような、拙速なスケジュールでの不利益変更の強行は労働基準法上でも問題です。

**全教職員への説明会を実施し、納得が得られるまで、俸給月額の引き下げ実施予定を順延するよう、要求します。**

## 戦後 70 年、従軍慰安婦問題を考える—2.11 集会

去る2月12日木曜日、思想と信条の自由を守る2.11集会(第11回東職ランチョンセミナー)「日本軍「慰安婦」問題をどう考えるか」(主催:東京大学職員組合・東京大学史料編纂所職員組合)が開催されました。講師はこの問題の第一人者吉見義明氏(中央大学教授)。37名参加者とともに、活発な議論が行われ盛会のうち終了しました。その報告です。

\*\*\*\*\*

冒頭では、吉見氏の著書を「捏造」と断定した元衆議院議員桜内文城氏との裁判の経緯・状況、「慰安婦」問題に関する国会における首相の発言、世界の認識など、現状の紹介。ついで、この問題を考える3つのポイント、国際法上の奴隷制の要件、「慰安婦」の置かれた状況、徴募形態が解説されました。

- 「奴隷制の要件」は、「所有権にともなう権能」の行使であり(「所有権」そのものではない)、行使される人の「地位」だけではなく「状態」も含まれ、「自由の剥奪」状態にあったか否かが問題となる。
- 「慰安婦」とされた女性たちは、「居住の自由」・「外出の自由」・「廃業の自由(自由廃業の権利)」・「拒否する自由」などを奪われて、無権利状態にあった。
- 徴募形態も「軍・官憲が選定した業者」による「略取・誘拐・人身売買」などであった。インドネシアなどでは「軍・官憲による略取」もあった。

具体的な資料を挙げながら、じつに明快に説明していただくことで、そもそも奴隷制とはどういった状態を指すのか。「慰安婦」とされた女性たちは、実際にどのような立場・状況に立たされていたのか。これらの点にこそ、「慰安婦」問題を考える際の本質があることを学ぶ機会が得られたことは大変大きな成果でした。

ひとつ残念な点をあげるとすれば、時間の関係で、日本国内の公娼制度と「慰安婦」制度との十分な比較をうかがえなかった点です。氏によれば、公娼制度は1920・30年代すでに事実上の奴隷制度とひろく認識されていたと言います。とすると、国内案件では性奴隷認識があるものの、植民地案件ではそうではない、というご都合主義の二重思考があったことになります。この点を明らかにするためにも、公娼制度の実態と人びとの認識、そしてその時期的な変化などをさらに突っ込んでうかがえなかったのは、残念でした。報告・討論の時間を一分一秒でも長く確保するため、運営側がより一層の工夫をする必要を痛感した次第です。

この問題は、被害者の名誉回復や性暴力の廃絶、歴史認識の問題として、今後も国内外でさまざまな議論がつづくと思われれます。ランチョンセミナーでも、いずれかの機会に再び企画したいと思ひます。

無料・予約不要・  
どなたでも参加できます

第13回東職ランチョンセミナー  
**原子力発電所と断層**  
～科学と行政の狭間で～

講師:藤本光一郎氏  
(東京学芸大学准教授/地質学)

**4月9日(木)12:10~13:00**

会場:未定(本郷キャンパス内)